

議事日程(第5号)

令和5年3月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第9号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第2 議案第10号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者の指定期間の延長について
- 日程第3 議案第11号 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型 尾鈴地区)の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について
- 日程第4 議案第12号 高鍋町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第14号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第16号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第17号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第18号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第19号 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第20号 令和5年度高鍋町一般会計予算
- 日程第12 議案第15号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第21号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第22号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第23号 令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第16 議案第24号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第25号 令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第18 議案第26号 令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第19 議案第27号 令和5年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第28号 令和5年度高鍋町下水道事業会計予算
- 日程第21 議案第29号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第22 議案第30号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)

- 日程第23 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
 日程第24 閉会中における議会運営委員会活動について
 日程第25 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第9号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
 日程第2 議案第10号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者の指定期間の延長について
 日程第3 議案第11号 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について
 日程第4 議案第12号 高鍋町職員の定年等に関する条例の一部改正について
 日程第5 議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 日程第6 議案第14号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 日程第7 議案第16号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 日程第8 議案第17号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 日程第9 議案第18号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 日程第10 議案第19号 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 日程第11 議案第20号 令和5年度高鍋町一般会計予算
 日程第12 議案第15号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
 日程第13 議案第21号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
 日程第14 議案第22号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第15 議案第23号 令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
 日程第16 議案第24号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計予算
 日程第17 議案第25号 令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
 日程第18 議案第26号 令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
 日程第19 議案第27号 令和5年度高鍋町水道事業会計予算
 日程第20 議案第28号 令和5年度高鍋町下水道事業会計予算
 日程第21 議案第29号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）
 日程第22 議案第30号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）
 日程第23 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第24 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第25 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

1番	日高 正則君	2番	森崎 英明君
3番	橋 重文君	5番	春成 勇君
6番	兒玉 秀人君	7番	中村 末子君
8番	田中 義基君	10番	森 弘道君
11番	加藤 秀文君	12番	檜原 富子君
13番	松岡 信博君	14番	緒方 直樹君
15番	古川 誠君	16番	永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	徳永 恵子君	事務局長補佐	井戸川 隆君
議事調査係長	橋本 由香君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	小山 圭一君
教育長	島埜内 遵君	農業委員会会長	坂本 弘志君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			野中 康弘君
財政経営課長	飯干 雄司君	建設管理課長	吉田 聖彦君
農業政策課長	濱本 明俊君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	日高 茂利君		
会計管理者兼会計課長			鳥井 和昭君
町民生活課長	鳥取 和弘君	健康保険課長	山下 美穂君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	渡部 忠士君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	岩佐 康司君		

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。おはようございます。令和5年度第1回高鍋町議会定例会におきまして、追加議案が提案されましたので、去る3月20日午後2時50分より第3会議室におきまして、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催しましたので御報告いたします。

今回の提案されます案件は、議案第29号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）及び議案第30号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）の合計2件であります。

執行部からの議案の説明を受け質疑を求めましたところ、委員より令和5年度一般会計補正予算が成立していない状況の中で、令和5年度一般会計補正予算（第1号）を提案できるのかとの質疑に対して、地方財務実務提要によると、当初予算と補正予算を同時に審議することは差し支えないとの答弁がありました。

その後、事務局からの議事日程について説明を受け、本2議案を日程に追加することで委員全員の意見の一致を見ましたので御報告いたします。

○議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元にお配りしました議事日程により議事を進めます。

日程第1. 議案第9号

日程第2. 議案第10号

日程第3. 議案第11号

日程第4. 議案第12号

日程第5. 議案第13号

日程第6. 議案第14号

日程第7. 議案第16号

日程第8. 議案第17号

日程第9. 議案第18号

日程第10. 議案第19号

日程第11. 議案第20号

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第9号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてから日程第11、議案第20号令和5年度高鍋町一般会計予算まで、以上11件を議題といたします。

本11件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、田中義基議員。

○総務厚生常任委員会委員長（田中 義基君） 8番。おはようございます。総務厚生常任

委員会委員長報告をさせていただきます。

令和5年第1回定例会におきまして、総務厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第9号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、議案第10号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者の指定期間の延長について、議案第12号高鍋町職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第14号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第16号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第17号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第18号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、そして議案第20号令和5年度高鍋町一般会計予算、予算関係分についての9件でございます。

審査日程は3月9日から15日までの休日を除いた5日間。委員6名全員出席、議長はオブザーバーとして出席で、説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員出席の下、第3会議室にて審査を行いました。

また、議案第20号令和5年度高鍋町一般会計予算関係部分についての、現在未使用となっている高鍋町老人デイサービスセンターを（仮称）高鍋町福祉センターとして用途変更し利活用するため、大規模改修工事を実施する予定の現場を現地視察いたしました。

なお、執行部から提出されていた資料を基に詳細に説明を受けました後、委員より多くの質疑をさせていただきました。

それでは、審査の経過及び結果の報告を議案順に行わせていただきますが、審査いたしました議案本数が多く、説明も、質疑答弁の内容も、ともに多岐にわたりますので、ここは特筆すべき要件に絞って、報告をさせていただきます。それでも長くなりそうですので、御容赦をお願いします。

まず、議案第9号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、総務課から説明を受けました。

新たに個人情報保護法施行条例を制定する、西都児湯環境整備事務組合、高鍋木城衛生組合、川南都農衛生組合が、個人情報の開示請求等に係る審査請求の諮問機関を設置する必要が生じ、西都児湯情報公開・個人情報保護審査会への加入をすることになり、その共同設置規約の変更をするものとの説明がありました。

質疑に入り、この審査会に高鍋町の案件についての審査事例はあったのかについて、事務局ではないので全体件数はわからないが、高鍋町からはなかったとのこと。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第9号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者の指定期間の延長について、健康保険課から説明を受けました。

令和2年度より指定管理により運営してきたが、老朽化により運営コストの増加が見込まれることや利用者が固定化されている状況を踏まえ、令和6年4月に譲渡する方針で、その譲渡先については公募を予定しているとのこと。

現在の指定期間が令和5年3月31日までとなっており、譲渡予定までの期間が1年間であるため、新たな管理者の指定ではなく、管理期間を延長するものであることの説明がありました。

質疑に入り、譲渡予定をいつ頃周知するのか、また施設の譲渡は土地も含むものかについて、公募を予定しており、令和5年度の上半期までには譲渡先を決定したいと考えているので、そこから逆算してしかるべき時期に周知をしたい。また、現在当該施設を定期利用している団体に対しても、同じ時期に周知を考えている。土地も譲渡するかは、今のところ未定だということでした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、議案第10号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者の指定期間の延長については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号高鍋町職員の定年等に関する条例の一部改正について、総務課から説明を受けました。

地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることにより、職員の定年年齢の引上げ、また、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）と定年前再任用短時間勤務制の導入などに対応するため、条例の一部を改正するものと説明がありました。

現行の定年は60歳だが、令和5年度から2年に1歳ずつ年齢を引き上げ、令和13年度には65歳定年となる定年の引上げ制度。

また、管理監督職にあるものは60歳を迎えた後の4月1日に降任等の上、移動する役職定年制の導入。

そして、60歳に達した日後の最初の4月1日を特定日とし、それ以降、その職員の基本給は7割水準とする措置。ただ、管理監督職職員の降任によって格付された後の70%の基本給と、管理監督職時の給与から算出された基本給の70%には差があるので、極端な給与減少を回避するため、その差である一定額を加算して新たな基本給とすることとなるなどの説明を受けました。

質疑に入り、60歳での役職定年制は原則であって、65歳まで管理監督職を務めることもできるのかについて、制度上は可能だが、当町はその運用は考えていないとのこと。

職員団体との協議を経ての提案だろうが、取り残し等の事項などはないかについて、管理監督職から降任した際に、ではどのような職に持っていかなどについては、今後制度運用しながら、よりよい方向に持っていくための協議をしていくことを確認しているとのことでした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第12号高鍋町職員の定年等に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務課から説明を受けました。

これは、只今の議案第12号に関する地方公務員法の改正により、それぞれ定年年齢の数値の改定、定年前再任用短時間勤務制の規定の追加や管理監督職務上限年齢制の追加規定など、関係する8つの条例の改正と1つの条例の廃止について、一括改正等をするものとの説明がありました。

質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、これは国の通知によって、会計年度任用職員の給料月額を、令和4年人事院勧告に基づく常勤職員の給与改定に準じて改定をするため、その条例の一部を改正するもので、令和5年4月1日が施行日となり、おおむね月額4,000円ほどのアップになると、総務課から説明がありました。

質疑に入り、給与が上がるということだから、相当な経費が必要となるだろうが、財政上は問題ないのかについて、予算について600万円ほど支出が必要となるが、ほとんど町内在住の方ですので、町内での消費喚起につながればよいなど考えているとのことでした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、第14号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉課から説明を受けました。

児童虐待の防止等を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘がある民法第822条の規定が削除されたが、これはいわゆる愛のむちを容認するようにもとれる内容だった。この民法改正に併せ、児童福祉施設の施設長等が、入所児童等に行う措置について、その内容から懲戒が削除されたため、本条例を改正するものとの説明がありました。

質疑はなく、討論を求めましたが討論もなく、議案第16号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉課から、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、安全計画の策定等や送迎バスなどの自動車を運行

するときの所在確認の義務づけや、インクルーシブ保育を可能にするため、施設併設を行う際に、設備・職員の共用・兼務を可能とする見直し、また懲戒権に関する規定の削除、感染症や食中毒の予防、蔓延防止の研修訓練の実施等々の条例改正との説明がありました。

質疑に入り、インクルーシブ保育に該当する施設は町内にあるのかについて、インクルーシブの保育に限って言えば町内にはありませんが、社会福祉施設全般で見れば、いわゆる保育所と併設するそれがあれば、共用・兼務ができるものとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第17号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これも福祉課から、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、議案第17号と同様の改正を行うものと説明を受けました。

質疑に入り、条例改正文中、食中毒の予防について、放課後児童クラブは、給食を出していないが必要かとの質疑に、持参のお弁当も含めて、一般的な職員の研修等を適切に行うようにとの改正と考えていただきたいとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、議案第18号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次が、ようやく議案第20号でございます。令和5年度高鍋町一般会計予算中、関係部分についてです。

まず、財政経営課からです。町の全般的な予算概要について。

令和3年度においては各種財政指標に改善は見られたが、経常経費に充当とした一般財源がほぼ変動していないことから、歳出が減少して財政状況が改善しているのではなく、地方交付税などの外的要因によって収支状況が変動しているもので、今後も国の状況が町財政状況に大きな影響を与えることが想定されるとのことでした。ですから5年度の予算編成の方針も、各課の創意工夫で徹底的無駄を排除する予算要求をするよう求めたことの報告の後、編成を終えた令和5年度予算について、歳入の性質別構成比と、歳出の目的別構成比及び性質別構成比の全体的な説明を併せて受け、結果、前年度と比して6億5,000万円、率で6.51%増の106億4,500万円となったと報告を受けました。

歳入の概要として、町税について対前年度比5.48%の増を見込み、臨時財政対策債につきましても、総務省の地方債計画にて44.1%の減とされているため、大幅な減を見込んでいるとのこと。

歳出の概要として、教育費が前年度と比較して2億5,448万円、31.98%と大きく伸びているが、東小学校の第1棟の空調整備更新、西中学校の浄化槽改修工事を予定していることが影響していると説明を受けました。

財政経営課個別の5年度の特徴的な事業として、旧教育会館建設解体工事請負費の計上、庁舎第3会議室の椅子と机の更新のための備品購入費、公用車の更新のため軽トラック1台、軽バン3台の備品購入費計上などの詳細報告がありました。

質疑に入り、旧教育会館の取壊しの際に、中にある物品はどう処理するのかとの質疑に、現在、ごみ処理を委託して処分はしているが、発掘品等の文化財の存在もあるので、この1回だけでは終わらず、来年度も必要であると思われるとのことでした。

また、ふるさと納税の直接的担当は地域政策課だろうが、予算の組み方からすると、通常、財政経営課としては、前年度の実績額から見て予算計上するものだと思うがとの質疑に、次年度の委託業者も変わり、いろんな取組も進めていること、また返礼品も日常生活に関連するものまで広げていくことなどの構想もあるようなので、ぜひ15億円を達成してもらいたく、要求に沿った計上をさせてもらったとのことでした。

防衛省再編関連訓練移転等の交付金について、次年度以降の増減は、また事業の対象はとの質疑に、民生安定に直接交付される定額分だけしか計上していないが、訓練の実績分についてはまだ算出されていなく、今後についてはまだ見通しがついていない。対象事業については何にでも活用できるというのではなく、これまで民生安定適用メニューに沿った子ども医療費の助成や防犯等取替えなどに充てられてきた。ただ何に使うかは国との協議が必要だとの答弁でした。

また、財産管理の対象として、勤労者体育センターの今後についてはの質疑に、これまで町の財産をどうするかという検討の中、個別施設計画を策定するに当たり、町として体育館を3つも運営していかないといけないのかとの協議があったようだ。その中で、今後の改修費等を考慮し、他の2施設を使用することとして、この体育館の廃止を検討すべきでは、との判断に至ったようだとの答弁がありました。

次に、総務課・選挙管理委員会です。

特徴的なものは、令和4年度まで各課で支出していた外部団体等への寸志などの食糧費は、今年度から交際費として総務課で一括計上したとのこと。

西都児湯消費生活センター事業費の備品購入費について、相談用のタブレット1台を購入するが、業務上怪しいサイトを閲覧する必要があるとき、これまで相談者個人のスマホを利用していたため、安全性確保を図る観点から専用のタブレットを購入する。県市町村総合事務組合の助成金を活用し青パト1台を購入すること。電算化推進費では、住民記録システムなど基本的な業務を処理する基幹系システムは、各自治体の利便性等の観点から機能のカスタマイズを行っているが、制度改正時等の対応に負担が多いことから、国において情報システムの標準化が進められており、そのシステム標準化移行支援業務の委託費を計上したこと。そして、町の公式LINEアカウント上で、行政手続のオンライン申請や業務発信等のサービスを提供するガブテックエクスプレスサービスの使用料を計上したこと。また、消防費について、特にこれまでの議会からの意見等を踏まえ、中型（準中型）自動車運転資格取得補助金制度を見直し、自己負担をなくすこととした。また、消防

団団旗の購入予算も計上されていることの報告がありました。

質疑に入り、5年度は消防車の入替えはないのかとの質疑に、現在、消防団第3部のポンプ自動車更新の防衛省の補助をお願いしているところ。補助を頂ける通知がもらえ次第、補正で計上させてもらうとのこと。災害用の備蓄食料について、全体で何食分備蓄し、今何食分あるのか、その保存期間は何年かとの質疑に、2万食を基準としているが、今1万388食分備蓄、これを毎年2,000食前後購入している。賞味期限は5年とのこと。

また、備蓄用毛布はどこに何枚あるのかについて、全てで968枚、178枚は防災センター、690枚が町体育館、100枚が総合体育館に備蓄してあるとのこと。

また、西都児湯消費生活相談センターへの相談件数は多いのかについて、いろんな相談がある。いわゆるロマンス詐欺から、ネットで買ったら定期購入になっていたとか、台風後の診断修理の強引な勧誘とかの相談など多種多様で、新規相談が360件ほどあるとのことでした。

次に、上下水道課です。

令和5年度についても、積極的に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する啓発活動の推進と併せた補助事業の推進により、さらなる生活排水の浄化につなげていくことの報告がありました。その負担金補助及び交付金は、合併処理浄化槽への転換22基と単独処理浄化槽の撤去2基の補助分、合わせて1,132万8,000円を計上していると説明がありました。

質疑に入り、歳入の県補助金の積算は分かるが、国費について積算数字が転換台数と合わないが、この数字しか補助されないということなのかとの質疑に、国補助金については、令和2年度から6年度までの5か年間の計画を国に申請している。2年度、3年度はほぼ要望どおりで、実績よりも約500万円ほど多く補助が入っており、6年度までに調整し、実績と計画が一致した補助になる見込みとの回答でした。

次に、町民生活課です。

マイナンバーカード関連での来庁者が大幅に増え、窓口が非常に混雑したため、今年度途中から5名分の予算で対応させてもらっているが、今後もこの混雑が続くと予測されるので、引き続き5名分の予算を5年度当初予算で計上。また、戸籍届出の際の調査時間短縮等を目的に、約500冊の戸籍専門図書をキーワード検索できる電子書籍閲覧サービスの使用料、そして窓口の円滑化を図れる窓口用発券機導入のため、その借り上げ料を計上したなどの説明がありました。

質疑に入り、唐木戸霊園の空きブロックの状況はについて、毎年募集をかけているが年々応募が少なくなっている。逆に墓じまいの相談が多くなってきているとのこと。

また、最終処分場の水質検査立会いとか、稚魚放流とかはいつまで継続することになるのかについて、処分場の維持管理協定書の規定によって、処分場廃止に向けて維持管理を進めていきながらこの事業を実施しているが、現在のところ、その事業の改変について、相手方との交渉を行う機運になかなか成り得ていない。明確な廃止の道筋が立つまでは、

このまま継続することになるを得ないとの答弁でございました。

次に、議会事務局・監査事務局です。

会計年度任用職員の報酬、一般職員の給料、議会だより作成費、監査委員の報酬等の説明がありました。特にペーパーレス会議システムに関する経費として、タブレットの購入費、ほか研修費等も計上しているとの説明がありました。

質疑に入り、タブレット41台の積算根拠はについて、職員ほか監査委員等を含む議場に出席される方、事務局、そのほか執行部課長以外の管理職等職員分も計算したとのことでした。

次に、福祉課です。

新規事業の計上も多くありますが、特徴的なもののみ報告します。

老人デイサービスセンター用途変更改修工事及び管理業務委託料は、現在、未使用になっている高鍋町老人デイサービスセンターを（仮称）高鍋町福祉センターとして用途変更し、利活用するため、大規模改修工事を実施する。

第9地区プールの改修工事は、児童の安全確保を図るため、フェンスにマムシ侵入防止ネットを設置する工事。

石井記念明倫保育園の既存園舎の解体、新園舎の新築の計画。新園舎は、保育所・放課後児童クラブ・小規模養護施設を併設する3階建ての複合型施設となる計画。

また、夫婦共に39歳以下かつ合計所得500万円以下の新婚世帯について、結婚に伴うスタートアップに係る経費を補助する事業と、妊産婦がいる家庭の不安や悩みを聞くとともに家事・育児等の支援を行うことにより、家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的に実施する子育て世帯訪問支援事業。そして、家庭や学校に居場所のない子どもに対し、生活習慣の形成、体験活動を行う場の提供や、経済的に困窮し孤食になりがちな児童を支援する子ども食堂の実施などを行う、子どもの居場所支援事業等々多く説明を受けました。

質疑に入り、高校生までの医療費無償について、12月の議員の一般質問の答弁で、町の財政状況を考慮し、導入可能な仕組みづくりについての検討は必要だとあったが、急遽この2月には実施を決められた。この決定と答弁の不整合はとの質疑に、12月議会後、5郡内他町がほとんど実施することが判明し、何名かの議員からの要望等もあったことを考慮し、高鍋だけやらないのはどうかという判断があったものとの回答でございました。

また、老人デイサービスセンターの改修後の施設運営はどこが、どのように利用し、その運営方法はに対し、完成後、運営所管は町の福祉課にあり、条例等を整えて施設運営を行って、社協に利用を許可することになる。事務所等がメインの利用となるが、今までの講堂様の部屋もできて、貸出しもありうるとのことでした。

次に、会計課です。

町民の財産であり、また、町全ての事業経費でもある公金を出納、保管する課として、適正で効率的な会計事務の執行を行うための経費について説明を受けました。新たな予算

としては、令和5年10月1日より施行されるインボイス制度に対応するため、領収書の印刷製本費があると説明を受けました。

質疑に入り、口振も窓口納付も、その件数は年々減ってきているがについて、コンビニ収納による納付が毎年増えていることが要因だが、税金を確実に納めてもらえることにつながるので、喜ばしいことだと判断しているとのことでした。

次に、税務課です。

主に歳入について、個人町民税だが、例年とおおり、前年度の調定見込額から積算した額を予算計上し、前年度と比較して2.4%の増、法人町民税も例年どおり、前々年度の調定額から積算した額を予算計上し、前年度と比較して40.0%の増となっているが、個人・法人町民税とも、全国的に給与所得の増加や企業業績の改善により税収の増加が見込まれており、本町においても同様の傾向にあるものと考えている。

また、固定資産税も前年度と比較して3.9%の増、特に家屋分については、新型コロナ対策に係る課税標準額の特例措置が終了したことが、主な要因であると考えられるとのことでした。

町たばこ税については、理由は定かではありませんが、たばこ本数が増加傾向にあり、前年度と比較して11.0%の増となっているとの説明がありました。

歳出は税務総務費、賦課徴収費とも、一般的な税務事務に関する経費と町税の賦課徴収に係る経費を計上しており、ほぼ前年度と変わらないが、エルタックス負担金の増や家屋評価システム等の更新業務委託料の増などで、若干の増となっているとの説明がありました。

質疑に入り、たばこ税が増となっているが、これはたばこ単価の値上がりのせいではなく、間違いなく本数の増となっている影響なのかとの問いに、具体的な本数と税額の数字の推移を上げての説明を受けて、間違いのないことの確認をしたところです。

次に、健康保険課です。

老人福祉費の事業では、敬老祝い金の支給が見込額では88歳、100歳のいずれの人数も前年度より増加し、令和5年度は88歳151名、100歳13名となっており増額。また、高齢者クラブ補助金は、令和4年度比で3クラブ少なくなっているため減となっている。

また、健康増進法に基づき実施する事業のための健康増進事業費は、集団での胃がん、個別での子宮がんの受診者が増となる見込みにより増額しているとのこと。出産・子育て応援事業費は、福祉課と連携する、令和5年度の新規事業の出産・子育て応援事業に係る経費、これは2つの事業内容に分かれており、1つ目は妊娠期から子育て期まで身近で相談に応じ支援する伴走型相談支援、そして2つ目は出産・子育て応援給付金の支給、これらに係る経費を計上していると説明がありました。

質疑に入り、健康づくりセンターのネーミングライツ事業の契約は、新たな契約かとの質疑に、本来5年度までがこれまでの企業との契約だったが、4年度までで契約を解消し

たいとの申出があり、新たに募集をしたところ、希望があったので、今回の契約になったとの説明でした。

最後です。次に、地域政策課、総合政策係分です。

前年度予算と比較して増加しているが、新規事業となる高鍋駅舎大規模改修事業費が主な増加要因、経常的経費などはほぼ前年度と同様とのことでした。

高鍋駅舎大規模改修事業については、令和4年度に改修設計とJR九州との協議をおおむね完了。今年度はJR九州、NTT、九州電力の各設備等移転工事に要する経費の補償金等、改修工事に着手するための支障移転工事等に係る予算を計上したとのこと。これに関する配電・配置図や全体の改修平面図、外構図などを示してもらい説明を受けました。

また、デマンド交通に関して、実証運行で得られたデータやアンケートの結果等を参考に、より利用しやすい移動手段とするため、路線バス、タクシー、鉄道などの民間交通事業者との連携も図りながら、持続可能な公共交通体系を構築していくという方針を明確にした上で、デマンド交通システム保守等業務委託料、デマンド交通車両運行及びシステム運営業務委託料など、全体で1,612万9,000円の計上をしたと説明を受けました。

質疑に入り、移住支援補助金について、その移住者が短期間で転出された場合、何年間居住されたかによって返還する旨の規定とかがあるのかに対して、3年未満の転出で全額、5年未満で半額の返還。5年以上住めば返還必要ないこととなっているとのことでした。

包括的連携について、連携して行う事業については決まっているのかについて、株式会社エიმネクスト、宮崎産業経営大学、NTT西日本、3団体を想定しているが、詳細な事業内容については協議中であり、確実に動くというものはまだ準備できていないとの報告がありました。

これで質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第20号令和5年度高鍋町一般会計予算の総務厚生常任委員会関係部分について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

長くなりましたが、以上で、総務厚生常任委員会に負託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第9号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者の指定期間の延長について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号高鍋町職員の定年等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号令和5年度高鍋町一般会計予算中関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。法人事業税、これは交付実績に基づく積算しているとのことなんですけれども、伸びの要因、経済はどのくらい回復基調と見ているのか、また財政調整基金の投入を増加している理由及び最後までに補填できる見込みがあるのかどうかということです。

ふるさとづくり基金繰入れについては新規事業で、その他の資金調達がふるさとづくり基金とのことでしたが、食い潰すおそれがあるのではないかと不安ですが、そのところはどのように議論されたのでしょうか。

先ほど報告がありましたが、第3会議室の机と椅子の備品購入が上げられているんですが、処分費用は発生しないのかということと、また20脚で不足しないのかということで

す。

それと総務課の中で、行政手続などのオンラインなどのシステム環境は、どのように整ったことによるのか、お伺いしたいと思います。

歳入の統計調査について委託金がありますけれども、調査委託できる会社などはあるのかどうか、それぞれの専門分野が、これはあると考えるんですが。

産業医謝礼があるんですけれども、職員の健康状況についてはしっかりと把握されているのか。

研修に係る旅費についてはどのような成果を期待しているのか、できるのかお伺いします。

退職手当負担金がありますが、退職金の動向はどうなっているのか、また退職については、申出についてはどのくらいの期間があるのかお伺いします。

町長交際費については、各課が食糧費と計上していた予算を交際費とあるが、変更した理由をお知らせください。

行政事務連絡員の仕事として、町と住民をつなぐパイプ役としての役割がありますが、お知らせしたかなべなどの配布状況についてはどうなっているのかお伺いします。

消費生活相談センターの事業で、360件という委員長報告がございました。これは、構成市町村に出向いて相談を受けているのかどうか、確認をされたのでしょうか。

防犯等のLED化については、町内全域の自治公民館を見ると、電気料金支払いのためか、暗くて安全確保が困難な地域があるようです。調査はできているのか、また自治公民館に入っていないなくても、防犯等の恩恵に預かるのではという相談が、私には寄せられています。自治公民館からの相談があるのかどうか、その確認を、どういうふうにされているのか。

消防団員の整備などについてはどうなっていくのか。まだ整備されていないものがあればお知らせください。

災害時備蓄品については、先ほど委員長の報告がありました。コロナ仕様もありましたけど、5類への移行により変化があるのかどうか。例えば、体育館に行った場合など変更があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

備蓄品について、生理用品などについてや、赤ちゃん対応のミルクや、お年寄り向けのミルクなどについての対応策は考えているのかどうか。先ほどの報告の中ではそれはなかったような気がしますので、お伺いしたいと思います。

そして、今年度から原戸籍について相続手続はよくなるようですが、運用について住民への周知などはできているのか。また今まで塩漬けとなっていた相続できていない土地などについても、司法書士団体などとも協議して、より一層の啓発が求められると考えていますが、対応できる人材育成はできているのかお伺いします。

議会のほうなんですけど、タブレット使用となると研修及び活用についての期間が必要ですが、どのような計画で行うのか、また機材については入手できるのかどうか、これはき

ちゃんと対応しておかないと、入手できる可能性が低いということになってくると大変になってきますので、お伺いしているところです。

児童負担金、独り親家庭が増加しているのかどうかということです。課を言ったほうがいいですね。分かりました。すみません。福祉課についての質疑です。独り親家庭が増加しているのかということです。これ、私はとられていませんか。私、やっていませんか。やったと思うんですけど、やってますか。もらっていない、いいです。いいです。

地域生活支援における歳入減の理由が書いてありますが、具体的には何でしょうか。重層的について、社会福祉協議会に委託されるのかどうか、どういう資格者及び人事配置、データなどは揃っているのか。それ以外にも、社会福祉協議会に委託事業が多いんですけども、しっかりとした会計管理者がいるのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、老人のデイサービスセンター、これの改修の話、先ほど説明がございました。社会福祉協議会移転に伴い改修するんですが、これは高鍋町の持ち物とするということの報告がありました。本来は現社会福祉協議会がしっかりと改修していくべきではないかと、私は考えているのですが、そのところは委員からどのような質疑が出たのでしょうか。一ツ瀬事業のために社会福祉協議会を開け渡すんですけども、会議室も使えなくなるため、御膳部活動やその他会議などで使える場所がなくなり、結局は住民が本来使えるはずの施設が使えなくなることは、これは不本意だと思うんです。

したがって、一ツ瀬に役場庁舎南側に移転してもらうか、しろはと工房には交流センターなどへの移動も視野に入れて、公の施設利用についてはしっかりと議論すべきだと考えますが、それはどのように委員会では審査をされたのでしょうか。

子ども未来支援を福祉課へ戻した理由は何かお伺いします。

新規事業として子どもを絵本にという事業があるようですが、対象年齢及びブックスタート事業と同じく本人親しむという観点から、社会教育課との重層的観点からのものなのか。

わかば保育園在籍している障害がある、もしくは疑いがある子どもの数や及び対応策についてと、親への啓発及び対応の仕方についてはどうしているのか、議論にならなかったのでしょうか。これは事前に渡してありますので、多分議論をされているものと私は確信を持っております。

会計課は質疑を出していなかったんですが、先ほどの報告の中でちょっと気になりましたので、会計課を加えたいと思います。インボイス制度により領収書を発行するということですが、インボイス制度ということについての説明がなされたのかどうか、なされていないということであれば、それで結構でございます。

税務課です。次です。

町民税の伸びについては、古川議員の総括質疑によって大まかな流れは分かりました。積算根拠となる数字をお示し願いたいと思います。企業増加によるものなのかとか、個人1人当たりの所得が伸びるとする根拠はどこにあるのか、そのところをどういうふうに議

論されたのでしょうか。確かに固定資産税については、特例措置が廃止されますので、それによる固定資産税の増加というのは、これは見込まれていると思いますけれども、特例措置の廃止によって一体3.9%増の戸数ですね、そのところはどのようなふうで議論されたのでしょうか。

それから健康保険課。

歳入の保険衛生費の規定の症状とは何かお伺いします。

次は、不妊検査費助成については、これは一昨日の質問によって明らかになりましたが、ここは答弁は結構でございます。

歳出ページ2の老人短期入所、やむを得ない入所の基準は何でしょうか。高齢者クラブの活動状況、これはどのようになっていくのか、どのような期待をしているのかお伺いしたいと思います。

高齢者福祉センターの管理についてはどのような形で行われているのかお伺いしたいと思います。

地域政策課の中でJRのことが、これもうちちょっと出しておりませんが、地域政策課の中でJRとの関連です。これはやっぱり皆さんが気になるところは、恐らくこういうところもあるんじゃないかなと思うんです。例えば川南とか、ほかのところと同じようにエレベーターを使わずに行けるようになることは、できないのかということなどの質疑は出なかったのかどうかを、確認させていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○総務厚生常任委員会委員長（田中 義基君） 委員長報告よりも長い質疑かなと思ったりしたぐらいでしたけれども、只今の委員長報告への質疑が大変多くありましたけれども、特に財政経営課と総務課に関してについては、委員からの質疑があっておりませんので、御報告のしようがありませんが、それに関する幾つかに係る審議に関してはしておりますので、その内容を含んで、ここに報告を答えさせていただきます。

まず、財政経営課の法人事業云々ですけれども、説明資料にもあるとおり、県予算及び過去の実績から算出しているものですから、積算の過程での経済の回復具合などまで分析していないということでした。

それから第3会議室の椅子、机の処分費用、これ20脚では不足しないのかですが、機材倉庫なんかの粗大ごみ、これの処分と併せする方向らしいです。費用は発生するけれども、計上はしていないと、今のところ、使用状況を考えても20脚で大丈夫だという話でした。

それから行政手続オンライン、これについても、例えば令和4年度にマイナンバーカードを使ったオンライン手続を可能にするための環境構築が、完了したことの資金が減少したことによるのではないかという話でした。

それと退職手当、これに関しても当然もう宮崎の市町村総合事務組合に負担するというのは分かっていますから、毎年そういうふうになっているんだろうという判断はしております。

す。退職の申出は確か毎年6月末までだったと思います。

それと食糧費に関しても、これまで計上していた各課の寸志というのは、地方自治体の交際上必要とする経費なので、交際費として総務課で一括管理することとしたということでした。

それから後の部分については質疑がございましたが、上下水道課については、これは先ほどのとおりです、ありましたです。

それから町民生活課はなかったです。議会事務局のタブレット、これも当然議員さん、それから執行部ともに、それぞれ研修が必要と考えているということでした。機材については、半導体不足からなかなか機材が入ってこない状況なんで、5月の初めには入札をかけたいと思っているが、納期を半年ほど見ていないと無理だろうと、モデルも、そのときに調達できるモデルを我々が使用するものとそごのないタブレットの型を選定したいということではございました。

それから福祉課に移りますけれども、児童手当負担金の増なんですけれども、国と県の負担率の違いと年齢別の人数の増減の影響、それから3歳未満児や中学生の数の変動の複合です。これによって国の負担金が減、県分は増になっているということではございました。トータルで減です。独り親の影響の増加ではないということではございます。地域生活支援の歳入の減については、それぞれ事業の実績に合わせて計上したものであるということでした。

それから重層的について、ちょっと意味が何か分からなかったんですが、多分重層的支援体制整備事業のことかなと、移行準備のことと判断しましたが、4年度同様、社会福祉協議会委託するもとの説明でございました。移行が整うために、これ資格関係もありましたです。質疑がありましたすかね。移行が整うために必要な資格者について、多機関協働マネージャーとして、社会福祉士資格1名はもう配属済みだそうです。

生活困窮者の支援を強化するための相談支援員1名及び地域づくりを担うコミュニティソーシャルワーカーを1名、これを配置はしているが、まだ資格を有していないらしいです。募集はしたものの有資格者の応募がないという現状らしいです。現在は正職員の中から相談支援専門の資格者等の人員配置によって、配備をしている対応でございます。

それから社協にはしっかりした会計管理者はということではございますけれども、法的に特段会計管理者をつける必要はないけれども、顧問の税理士をお願いして指導を受けているということでした。

それから社会福祉協議会移転に伴う改修、これにつきましては、長く説明を受けたんですけども、社協については現在の建物が古くて、以前から廃止を計画しとると、デイサービスへの移転を計画していたということでした。ただ、まだしっかりした計画が整っていないタイミングで、今回の事案が発生したんで、その意向に応えるべきと考えて、移転が前倒しになったものということでした。移転に伴って、現在、講堂で使っている各種事業、多分御膳部とか、その配膳関係、これについては、現地を見たときに、社協の事務局長からも伺いましたけれども、社協内部でしっかりと対応する、場所について、そういう回答

でございました。

それから、一ツ瀬を旧細川邸とかという話でしたが、事務所としての改修が必要であって、20数名ほどの職員が勤務するには、ちょっと無理があるとして不可能と判断したということでした。しらは工房もよい移転先を考えるべきですけども、交流センターへは現在ふあむ・ふあーむが児童発達支援の事業を行っていますので、いかがかと思うのとこととでございました。

子ども未来支援とおっしゃったけれども、これはまちなかコラボのことですよ。4年度は国の地域子供未来応援交付金を活用して地域福祉係が実施していましたが、5年度は国県の子育て支援対策臨時特例交付金、これを活用するんで、子ども支援係が担当するそうです。そういう意味でございます。

それから子どもの絵本の関係、1歳、2歳、3歳、それぞれ発達段階に応じた絵本を配布する事業としたいと。ブックスタート事業とは違って、オリジナルの絵本をプレゼントするもので、親子の読み聞かせのきっかけを促す事業、今後読み聞かせの観点から社協と連携のできる場所があれば検討したいということとでございました。

次に、わかば保育園の障害また云々ですけども、1月1日現在、園児は72名で、療育手帳があるのは3名です。何らかの支援が必要と判断しているお子さんが6名。3名については1対1の加配です。これで対応して、6名はクラスの中でそれぞれ個人に適した保育対応で、毎月一、二回臨床心理士が観察に来られるので、クラスの中で約2時間見てもらって、その後支援会議を開いて対応協議をします。保護者へは臨床心理士を交えて個別に状況を伝えて、それを経て必要であれば療育施設等につないでいるということとでありました。

それから税務課ですが、これも相当長かったんですが、町民税についてはそれぞれ説明資料、個別に数字を見て、基づく年度の個別数値を上げて説明を受けましたが、その数値を見ると個人町民税について、所得の約8割を給与所得が占めると。先ほどの報告のとおり、給与所得が年々増加して、調定額が伸びる傾向にあるんで、当初予算も伸びていくことになる。法人町民税についても同様と判断するという回答でございました。

新築の先ほど税緩和措置とおっしゃったような気がしましたが、これはまだなくなっていないし、切れたという意味であったとしても、それは理由ではないと。コロナ対応の一環として、令和3年度に企業の固定資産の課税標準額、この特例が多分適用されて、税としては減額になったが、4年度はその分が増えたためということとでございました。

予算編成に当たっては個々の案件を分析して、しっかり考慮して編成できればいいんだが、なかなか蓋を開けるまでは難しく、全体的な流れとして、調定額等から推測していく、予測をしていくと、どうしても税の場合、そうやって予算を立てていくしかない。歳入は見込みですので、決算が出た段階で、実際の税収がどのくらいあって、どんな要因があって増減したのか分析できると考えているという回答でございました。

健康保険課です。老人短期入所のことだったと思います。一時的保護の意味もあって、

対象となる方は、町内の65歳以上の高齢者や、虐待でそれに準ずる行為などを受けており、一時保護を行わなければ重大な結果を招くことが予測される高齢者、また、町内で認知症などによって自身の身元判明までに時間を要する、例えば徘徊などをする高齢者の方などの基準があるということでした。

高齢者クラブ、現在8クラブだそうです。全体として福祉スポーツ大会とか、町の作品展とか、県のほうに何か入選などがあったという話でした。グラウンドゴルフ大会は年に3回などの活動しているということです。

高齢者福祉センターとおっしゃいましたですか。確かこれ、持田のセンターのことですよ。持田地域づくり、これは総括かなんかのときにもありましたけれども、指定管理によって管理運営を行っているということです。

地域政策課はなかったですね。なかったですね。何でしたっけ。駅に関しましては、先ほどの報告内容で図面等を見させてもらって、その中でどういうふうに移転してJRさんとの協議とか、NTTさんとの協議、どこにどういうふうに移転するということの説明等だけでありまして、中のエレベーターについては、前回の総括とか昨日の委員会とか、一般質問なんかでもあったような程度ぐらいしか、我々は認識していませんし、それについての質問はありませんでした。

会計課につきましても、ちょっとその分についての深い質疑等はしておりませんでした。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。11時15分より再開いたします。

午前11時04分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（中村 末子君） 7番、中村末子。こんにちは。今、WBCの放送がっており、私の委員長報告も、気もそぞろうでしょうが、お付き合いいただきたいと思います。

令和5年第1回定例会において、文教産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第11号国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について、議案第19号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第20号令和5年度高鍋町一般会計予算中、関係部分についての審査の経緯と結果の御報告をいたします。

審査日時は、3月9日特別委員会終了後から休会2日を挟み15日まで、第1会議室に

において、文教産業建設常任委員会委員、全員出席、要点筆記の事務局長補佐及び係長、担当課職員出席の下に行いました。

なお、審査に当たり、執行部からは、詳細な説明資料を事前に提出、途中で要求された資料についても、速やかに配付されたことを申し添えておきます。

説明には、全ての報告ではなく要点のみを報告いたします。また、報告順序は日程表のとおり行います。議案順に行いたいと思います。審査に当たり、委員からの質疑が多数あり、報告では一部の質疑にとどめることを御容赦願いたいと思います。

また、今回の調査箇所は、キヤノンの調整池の破損状況、茂広毛平付・高岡線、いわゆる神野坂、温泉源の貯湯槽、防災ダム（別名、高平ダム）、四季彩のむらを調査してまいりました。

まず、議案第11号国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止については、農業政策課からの説明です。

国営造成施設管理体制事業において、川南において事務を行っていましたが、5年間の事務の委託の廃止に伴い、条例を廃止するものとの説明でした。

説明が終了し、質疑を求めましたが、質疑はなく、討論を求めましたが、討論もなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、国の法改正に伴い、第1条の文言を削除するものとの社会教育課の説明があり、説明が終了し、質疑を求めましたが、質疑はなく、討論を求めましたが、討論もなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号令和5年度高鍋町一般会計について、地域政策課からです。

地域政策課所管の審査、文教産業建設常任委員会部分は、商工・観光関係部分です。

歳入では、コロナや物価高騰に伴い、地域経済の落ち込みの回復のために、県・町共に2分の1を拠出し、プレミアム商品券事業の展開を図るが、今回は、前回1人5万円だったが、今回は2万5,000円で広く町民へ配布されるようにしていく事業、ふるさと納税を15億円の予算を組み、商品開発などに積極的に働きかけるとの説明、工業用地にある調整池が、昨年の台風により、ふとんかごが一部破損し、現場を建設管理課と一緒に調査したところ、ふとんかごだけでなく、のり面・壁下も浸食されていることが分かり、このままでは危険であるとの判断を行い、工事をする予算（これは追加で資料がありました）との説明がなされました。

商業者の事業継承に関しては、今まで第三者限定補助だったものを、親族でも対象とする。その理由は、親族を入れることで継承者が多くなることを期待しているとのことでした。

ふるさと納税に関しては、仕組みについて詳細な説明がなされました。

また、理容業なども視野に入れながら、LINEへの友だち登録を増やす努力など、あらゆる対応ができるようにしたとのことでした。

地域おこし協力隊採用による観光資源活用による高鍋町の観光に拍車をかけたいとの説明がありました。なお、地域おこし協力隊員は、別の仕事に就いていてもできる業務委託型とするとの説明がありました。

説明が終了し、質疑を求めたところ、企業誘致活動旅費に対して、委員より、どのような成果を期待しての予算なのかの質疑に、具体的には決まっていないとの答弁でした。

委員より、ふとんかごをもっと高くして、水の圧力を少なくする方法を取ったほうがよいのではとの質疑に、建設管理課と話し合うとのことでした。

委員より、場所と現状はどうかとの質疑に、台風14号でかなりの水量があり、ふとんかごの損傷だけでなく、写真を見ていただけるとお分かりのように、横の壁の下の浸食もあり、このままでは危険と判断しているとのことでした。

委員より、事業継承に関して親族を入れた理由はとの質疑に、親族は対象外だったが、県の要綱により補助対象となったためであるとの答弁でした。

ふるさと納税に対して、委員より、具体的な強化策はとの質疑に、高鍋は品数が少ないこと、商品単価が低いことなどがネックになっているが、委託業者が変更になったことで、商品数を500グラムとか1キロなどそういうものに、ニーズに対応できるものにしていきたいとのことでした。

ふるさと納税について、委員より、あらゆるアイデアを駆使したほうが良いと考える。例えば、あなたの写真を高鍋町美術館でとか、いろいろ考えてほしいとの要望も出されております。

新商品開発補助について、委員より、第一次産品利用とあるがとの質疑に、高鍋で生産された農産物を利用していただきますとのことでした。

次に、農業委員会です。

高鍋にある農地の集積・集約化、諸手続に関して、農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬及び研修などに要する費用、地図の公表をするためのサポートシステム地図更新作業委託等がある。農業者年金加入促進には、農業委員さんなどが積極的に加入促進を図り、目標は達成している。

説明が終了し、質疑を求めたところ、委員より、農業者年金加入状況はどうかとの質疑に、6名の加入があり目標は達成しているとのことでした。

農業委員の任期は、との問いに、3年であるとの答弁がありました。

次に、社会教育課です。

歳入関係では、社会教育課が所管する文化関係・スポーツ関係施設使用料などがあります。

中央公民館1階は、老人福祉センターとなっている関係との説明がありました。

高鍋湿原に関しては、森林生態系等保護・保全・回復活動支援補助金が歳入となっているとの説明でした。

なお、5町で行っている高鍋神楽記録作成調査については、新型コロナの影響により、

1年間延長の令和5年度までとなり、国からの民族文化財保護事業により、補助金のほか、高鍋を除く4町からの負担金200万円が計上されているとのことです。

ネーミングライツについては、MASUDAスタジアムが3年分、たかしんホール（中央公民館）、そして、井上商店スポーツセンター（総合体育館）が、それぞれ1年分計上とのことでした。

歳出では、施設環境整備において、環境整備を進めるために会計年度任用職員1名を増員するとの説明。どの施設も経年劣化による不具合を改善する予算を計上したとのことの説明がなされました。

たかしんホールでは、ホールのドア取り替え修繕、美術館では、収蔵庫、常設展示室、多目的ホール空調設備改善のための実施設計委託料、総合体育館では、受変電設備等改修工事、そしてMASUDAスタジアムでは、令和9年に宮崎県で開催される国民スポーツ大会、軟式野球、実施される予定に向けて、本部席基本設計委託料などを計上しているとの説明でした。

説明が終了し、質疑を求めたところ、委員より、中央公民館のホールのドアの修理はどのようなものかとの質疑に、観客席の北側出入口のドア部分とステージの北側ドアに不具合が生じており、改善してきちんと使えるようにしたいとの答弁がありました。

また、秋月墓地整備はどうするのかに対して、安全確保のため、階段に手すりを設置したいとの答弁がありました。

次に、美術館の空調設備修繕はどういうものかについて、建設されたときからのもので、温湿度管理ができていない状態となっているので、改善しなければならないとのことでした。

委員から、トンボの橋の検査については、何年くらいでの検査が必要なかとの質疑に、できれば5年に一度はしたいと考えているが、財政状況を見ながら進めたいとのことでした。

委員より、勤労者体育センターは壊すのかとの質疑に、今のところは何も決まっていないとのことでした。

委員より、自治公民館活動について、公民館がないところはどのようにしているのか、どのような活動をしているのかとの質疑に、84地区ある自治公民館では、それぞれに活動を行い、報告は受けている。公民館がないところについて、全ては把握していないとの答弁でした。

次に、上下水道課です。

町内の都市下水路のしゅんせつなど、ローテーションで計画的に行っている。今年は5か所予定しているとの説明がありました。説明が終了し、質疑を求めたところ、委員より、防草シートの効果はどうかとの質疑に、今のところ効果はあるようだとの答弁でした。

次に、建設管理課です。

歳入関係では、駅前自動車駐車場使用料は、4月から自転車・バイクについては無料と

なるので、自動車のみの使用料であるとの説明。住宅使用料については、ほぼ同額計上、道路占用料は電柱等の占用料、公園に設置された自販機や電柱などの占用料及び蚊口海浜公園のキャンプ使用料の計上であるとのことでした。

国庫支出金に関しては、東光寺・鬼ヶ久保線の道路改良区間における文化財調査、用地補償、橋梁点検補助、茂広毛平付・高岡線の道路改良事業の防衛省補助等がある。

河川費、水門管理委託金については、国管理10か所あるが、そのうち9か所は建設業協会に委託するとの説明、県管理9か所についての歳入との説明でした。

雑入では、持田団地駐車場管理組合開催に伴い、返還金300万円、その資金を使い、駐車場整備を行うとのことでした。

歳出については、駅前駐車場に係る経費、土木総務費では、給料などやチェーンソー取扱いの研修に職員を参加させるための予算、東九州自動車道、里道・水路などの管理を担う法定外公共費、地籍調査を行うためのシステムリース料や、会計年度職員の手当などの国土調査費、道路維持費に関しては、今年度は側溝改修等10件の工事を予定しての予算計上、町単独道路改良費について、やまばと保育園北付近、農協から北への道路舗装工事などを継続した事業費となっているとの説明でした。

河川費については、水門操作に関すること、永谷川土砂の堆積を掘削することを行うもの、都市計画費は、都市計画マスタープラン作成のためのもの、公園管理については、石原街区公園管理をはじめ、町内公園管理については、シルバー人材センター委託をはじめ、個人協力者、地区で管理などをお願いしながら、問題なしから至急草刈りが必要などに分けて、早めの対応をしているとの説明を受けました。

説明が終了し、委員より、工事予定箇所があるが、この優先順位はどのようにしているのか、これ以外にもあるのかとの質疑に、要望が出されたところから、緊急を要するものから順番に行っている。これ以外にもあるが、予算要求をしていく予定であるとのことでした。

長寿命化計画が橋梁・公園にあるが、どのようなものかとの質疑に、平成31年度に長寿命化計画策定を行ったが、橋梁については、5年ごとに定期点検をしなければならないこと、それに併せて長寿命化計画もしなければならないので、その予算を計上したとのことでした。なお、定期点検は7か所、橋梁は119か所とのことでした。

茂広毛平付線の計画状況はどうかとの質疑に、令和4年、5年の計画で行っているとのことでした。

また、要望として、町道整備に関して予算が少ないのではないのか、要望しても長年待たされているので、きちんと対応すべきだとの意見がされました。

蚊口海浜公園について、計画図面は見たが、どうかとの質疑に、芝を張る予定で一部の入札は終了し、残りは令和6年度実施予定であるとの答弁でした。

次に、教育総務課です。

教育総務課が所管するのは学校教育ですが、その範囲は広く、教育環境整備から人的配

置を行い、生徒の多様性をしっかりと把握し、それに見合う環境を人的・建設的な分野から行う立場から、4校それぞれの特異性を認めながら予算配分をしていることについて、説明がなされました。

コロナ禍にあり、タブレットを使った授業・学習となりましたが、今年度からは、できる限り通常の教育に戻ることを目指しているとのことでした。

子どもの学習をよりバックアップする意味で、タブレットを各家庭へ持ち帰ることのできるフィルター、いわゆる有害情報や不適切なサイトをチェックする機能をつける。

A I型の学習ドリル「キュービナ」を導入し、生徒一人一人の得意分野、不得意な状況をA Iが判断し、理解できるまでの支援及びスキルアップを促すこと、「コグトレオンライン」導入により、学習の土台となる見る力、聞く力、想像する力を生徒につけてもらえるように、オンラインで分かりやすく、認知機能アップを図るトレーニングをし、生徒一人一人の状況を把握するためには、先生方は働き方改革などで時間制限はありますが、それを補うことのできる導入であるとの説明でした。

高鍋では、スクールソーシャルワーカーの配置、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、学校支援員等を配置し、ことばの教室、これは就学前の子どもなどが対象だそうです。不登校などの生徒に関しても、別枠でしっかりとサポートできる人的配置を行っていることなどの説明がありました。

環境整備に関しては、防衛省65%補助を受け、東小学校第1棟の空調設備・換気工事、環境省の循環型社会形成推進補助を受けて、西中学校の浄化槽改修工事などや、町単独事業費で、地震対応で東西小ブロック塀改修工事、東中学校の武道館の畳が経年劣化により危険であることで工事を行う、畳敷きなので避難場所としても活用できるなどの環境整備を行うとの説明がなされました。

タブレット端末によりパソコン活用が少なくなり、リース内容見直しなども行うとの説明でした。

給食関係では、西小学校の給食調理場と給食センターの避雷対策や給食センター入り口改善などを行い、安全対策を講じるとの説明がなされました。

令和5年度予算では、生理の貧困解消のための生理用品の設置、巡要保護の1.1から1.3への見直しによる子どもや保護者をサポートでき、教育環境をよりよくするために編成しているとのことでした。

説明が終了し、質疑を求めたところ、委員より、学校施設に関しては、長寿命化でもってしても無理があるのではないか、できれば教室の改善も行うべきではないかとの質疑に、長寿命化によって、わかば保育園同様に、教室内部の改善も当然行われますとの答弁でした。

委員より、歳入で防衛省補助は65%の説明だったが、70%の間違ひではないかとの質疑に、補助要綱にも段階があり、教育施設については65%となっているとの答弁でした。

委員より、先生方の成績管理についてはどうなっているのかとの質疑に、校務支援システムの導入で、どこに行かれても大丈夫であると考えているとの答弁でした。

次に、農業政策課です。

農業政策課が所管する農林畜産、農村整備、農政企画があり、農業、林業、漁業と幅広く第一次産業の中核を担っている部署です。

農業生産基盤の維持、拡大、競争力を強化するために、国の制度の要件を満たさない産地・品目を対象とした、県のみやざき特産野菜価格安定対策事業負担金を使い、価格が一定水準を満たさない場合、価格差を補給するものなどを行い、高鍋の生産者に対しての支援を講じているとの説明でした。

有機栽培や有機肥料を使ったお茶農家への支援を行い、都会でのニーズに応える作物生産に踏み出していること、また、近年の台風、ゲリラ豪雨等で被害を受けている農家への支援策として、収入保険に加入があれば一定の補助を行い、支援し、農家の経営を支援するとの説明。また、循環型農業支援として、生分解マルチなどへの支援をすることがありました。

緊急生産調整に関しては、米からのキャベツや白菜への転換を促し、焼酎用の加工米への支援を図り、米の生産調整を図りながら、飼料用稲は稲の穂と茎、葉を一緒にロールにして発酵させ、牛の飼料とするとのことでした。

畜産業費に関しては、例年どおり助成を行い、肉用牛の生産基盤の安定を図りたいとのことでした。

農地費については、下永谷の排水路のかさ上げ工事など、水路・ため池を排出するための設計委託などを計画しているとのことでした。

高鍋では、高台地区のツ瀬、尾鈴など、ほかの市町と一緒に水確保のための基盤整備を行ってきましたが、その負担金や整備費に係る費用も確保し、農地の確保・継続に努めているとの説明でした。

防災ダム、農村公園、源泉管理について、変更については、農村公園の管理を依頼していた地域から、高齢化して管理できそうにないということで、役場管理に移行、源泉管理については、濁りが生じているとの指摘を受け、今回、井戸からくみ上げ、受湯槽については、職員が中に入り清掃作業をしていたが、施設の老朽化により限界であると判断し、改修工事を計画したとのことでした。

農政企画費では、農業の担い手、後継者育成、農業制度資金の活用を図りながら農業者を支援する仕組みであり、農村体験イベントなどを企画、新規就農に関しては、親元就農をはじめ、移住・定住者の受入れも可能としている。そのために、町独自の支援を企画しているとのことでした。

高鍋・木城と連携し、有機農業推進を図っており、多くの農業者が有機農法に関心を持ってもらうための支援を行うとのことでした。

林業費では、近年、民家近くまで現れている鳥獣被害についてとか、松くい虫防除関係

等の説明がありました。

説明が終了し、質疑を求め、委員より、南高鍋の公園管理について直営となったようですがとの質疑に、高齢化が進み管理できなくなったとのことで、直営としたとの答弁でした。

源泉の施設工事があるが、温泉を休むのかとの質疑に、温泉の休みなどに合わせ、供給は止めずに行う。なお、夏には長期休業があるので、それらを検討しながら行ってきたいとの答弁でした。

地域計画の策定に関する人件費は、農業に精通された方を採用するのかとの質疑に、違いますとの答弁でありました。

親元就農の範囲はとの質疑に、三親等以内であれば親元就農とみなすということでございました。

鳥獣被害対策で、ネット柵などは使えないのかとの質疑に、山林の幼木保護等で利用されているようですが、補助対象ではないとの答弁でした。

天然カキがあるが、不作だということで閉店されるところも出ているが、対策はあるのかとの質疑に、カキ生産組合の代表と話したが、砂をかぶって取れない状況になっている。どんなサポートが必要なのか話し合いながら進めていきたいとのことでした。

これ以外にも、多面的機能、源泉管理、有機農業支援について多くの質疑がなされました。

以上で議案第20号令和5年度一般会計予算中、関係部分の審査は終了し、討論を求めたところ、商工会館への教育委員会が入っていること、キャリア教育支援、企業立地補助、旅費等による財政の問題などを指摘しての反対討論が行われました。

まとめに入り、挙手を求めたところ、賛成多数で可決すべきものと決しました。

○議長（永友 良和） 暫時休憩します。

午前11時39分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第11号国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号令和5年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第9号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を起立によって採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第9号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者の指定期間の延長について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第10号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者の指定期間の延長について、反対の立場で討論を行います。

この施設の運用については、よく承知しているところです。質疑に対して町長は、自らは知らないような口ぶりの答弁でした。いずれは売却するのだから、1年延長はやむなしと判断するところですが、ここでしっかりと意見を述べていかなければ、きっと後悔することになると判断いたしました。

その理由は、南海トラフ地震・津波は想定はあるものの、避難訓練はできない状況、浸水地域から考えると、高台に避難施設が確保されるのが妥当と考えます。1年間延長した

その後に売却ということでしょうが、そのときにはどんな金額での処分となるのでしょうか。

西小学校のグラウンドには、元里道いわゆる国の土地が残っています。買えば1,500万円と言われたそうです。同じく、元警察署跡地についても、避難タワー建設に貸していただけないかと県に相談いたしましたが、これも無理でした。

高鍋には、国や県の施設跡地やNTTなどの跡地も残っています。しかし、それらのほとんどが、高鍋町とは関係がなく空き地となっています。これらから考えたとき、土地や建物の利用についてや購入に関しては慎重に判断すべき、売却についても慎重に判断すべきと考えました。

1年間延長を反対すべきではないと考えましたが、大きな問題をはらんでいると判断し、反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第10号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者の指定期間の延長については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第11号国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号高鍋町職員の定年等に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第12号高鍋町職員の定年等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第14号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第16号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

虐待について民法削除がありとの説明がありました。現代社会では、いじめ、本当に暴力やセクハラなどいろんな言葉が飛び交い、スマホで検索することもできるようになっております。

しかしながら、私はいま一度お願いしたいのは、こういった子育て世帯、本当にどういふことが虐待なのか、そして、子どもを虐待するにはどういった理由があるのか、その根深いところを、しっかりと私たちが見て取れるような状況をつくっていかねばならないと思っております。

このような状況が長く続くことによって、子育てが安心してできない国になってしまわないよう、私たち自治体の一員として、しっかりとした子育て応援ができる体制を取っていかれたらと思いますので、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第16号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第16号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第17号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第18号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第19号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和5年度高鍋町一般会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番、松岡信博。議案第20号令和5年度高鍋町一般会計予算については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、歳入の財産収入、財産貸付収入、土地建物貸付収入の中に、商工会議所が町有地の駐車場に商工会館を建設した借地料の年間金額が含まれています。

本来なら、高鍋町の駐車場は行政財産であり、貸し付けることができません。それを普通財産に用途変更してまで、固定資産税相当額という安い価格で貸し付けていることは、

行政財産の管理を怠る行為と考えます。今後、このようなことを繰り返さないためにも、認めることができません。

次に、歳出の商工費、商工業振興費、企業誘致活動費 11 万円は、企業誘致を推進するものですが、しかし、今の企業立地奨励条例の優遇制度は、地方交付金が減らされる固定資産の課税免除が際限なく繰り返され、費用対効果を考えない多額の補助金支出により、高鍋町の財政を悪化させ、ひいては高鍋町民の行政サービスを低下させる原因になると考えます。現在の企業誘致の在り方や企業立地奨励条例を、根本から見直す必要があると考えます。

続いて、総務費、借上料、商工会館借上料の 892 万 8,000 円は教育委員会が商工会館に入居する家賃ですが、町有地は、固定資産税相当額の年間 11 万 4,895 円の格安で貸し出し、教育委員会の家賃は毎月 74 万円という破格の金額で 30 年間、合計 2 億 6,700 万円も払うことについては、到底認めることができません。

そして、教育費、教育振興費、委託料、キャリア教育支援センター設置運營業務委託 450 万円は、この補助金の中から商工会館の家賃が使用料として払われております。

キャリア教育支援センターは、商工会議所に委託されているものです。教育委員会の家賃 74 万円とキャリア教育支援センターが払う約 6 万円を合わせると、高鍋町の商工会館家賃は月額 80 万円となってしまいます。これは、家賃の二重払いと言えます。

それに、商工会議所に委託料を毎年 450 万円も払うのであれば、もっと違う、有意義な教育事業ができるはずです。今後は、商工会議所の委託事業を見直すべきと考えます。

自治体は、標準財政規模で使える予算が限られております。無駄な予算を省かないと、必要な、新たな事業ができません。残念ながら、黒木町長の政策は、令和 5 年度の予算においても、商工会議所や一部企業の利益を優先するような姿勢に変わりはないように見えます。

このまま商工会館の家賃や企業誘致のような、ばらまきと思われるような税金の使い方をしていると、本来行わなければならない、弱い立場の子どもたちやお年寄りの、きめ細やかな行政政策、教育や福祉事業に支障が出ることを自覚してほしいと思います。黒木町長は、企業や商工会議所の代表としてではなく、全町民の代表として、公平平等な行政運営を行うべきと考えます。

以上のことから、これらの事業予算の是正と、高鍋町企業立地奨励条例の優遇措置の改正を求め、議案第 20 号高鍋町一般会計予算については、反対といたします。

以上です。

次に、原案に賛成者の発言を許します。7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 7 番、中村末子。議案第 20 号令和 5 年度高鍋町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

町の行政財産を普通財産に変更してまで、無理やり建設され、商工会議所の支払いを高鍋町の 30 年の家賃収入で支払うという無謀な無駄遣い、企業立地に関して補助金の垂れ

流しとも言うべき状況は、商工会議所元会頭であった町長の、商工会議所への付度予算と
言うべき一面もあると考えております。

また、キヤノンのための道路建設により大きく膨らんだ債務、その返済は、後年度で町
民が支払い続けていかなければならないことなど、本来は反対すべき事案がたくさんござ
います。

しかし、4月1日から、高校生までの医療費の無償化をはじめ、生理の貧困を解消でき
る手段として、小中学校への生理用品整備、準要保護を1.1から1.3に見直すことによ
って、子育て支援が大きく前進することは間違いありません。これから、福祉・健康分野
でのきめ細やかな町民支援も期待できます。

また、少ない予算の中で、地区からの要望を災害対策、しっかりと予算してあることは
評価できると思います。

反面、ふるさと納税15億円、町民税の1億8,000万円増の根拠については、ちょ
っと首をかしげるところです。やらなければならない仕事を無理やりねじ込んだことによ
る、ねじれが起きないように祈るばかりです。

危うい予算と思いながらも、今回については賛成しなければならないと思いました。私
が議員になったとき、中学校給食はありませんでした。今では当たり前となっている中学
校の給食、これも粘り強く要求し、実現ができました。

住民要求実現に頑張るのが、議員の大きな役割です。コロナ蔓延からようやく落ち着き
を見せ始めました。これからの自治公民館活動をはじめ、役場支援が大きく問われていく
と考えます。皆さんで絆を取り戻すための予算であると考え、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第20号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決
です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第20号令和5年度高鍋町
一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。午後1時10分より再開いたします。

午後0時00分休憩

.....
午後1時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第12. 議案第15号

日程第13. 議案第21号

日程第14. 議案第22号

日程第15. 議案第23号

日程第16. 議案第24号

日程第17. 議案第25号

日程第18. 議案第26号

日程第19. 議案第27号

日程第20. 議案第28号

○議長（永友 良和） 日程第12、議案第15号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてから日程第20、議案第28号令和5年度高鍋町下水道事業会計予算まで、以上9件を議題といたします。

本9件は、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長（古川 誠君） 15番。令和5年第1回定例会におきまして、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は、議案第15号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について、議案第21号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計予算、議案第22号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算、議案第24号令和5年度高鍋町介護保険特別会計予算、議案第25号令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算、議案第26号令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算、議案第27号令和5年度高鍋町水道事業会計予算、議案第28号令和5年度高鍋町下水道事業会計予算の9件です。

審査は3月7日から9日の3日間、第1会議室において、議長を除く13名の委員出席、担当課長をはじめ、職員、要点筆記事務局2名、オブザーバーとして議長参加の下、行いました。

なお、説明資料を基に、詳細説明を受け、委員より質疑が数多くありましたが、その一部を報告することを御了承ください。

それでは、審査の経過及び結果の報告について、議案順に行います。

まず、議案第15号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてです。

今回の改正は、出産育児一時金に係るもので、健康保険法施行令等の改正により、令和5年4月1日より、出産育児一時金の支給額が、40万8,000円から48万8,000円となることに伴い、条例を改正するものと説明を受け、質疑を求めましたが、質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第15号については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてです。

予算総額は、前年度比1.6%の減、予算編成について、医療給付関係は全て県が示した数値となっております。

まず、歳入についてです。国民健康保険税は、前年度比2%減、保険給付費等交付金、普通交付金は前年度比0.9%減、特別交付金については、前年度より14.6%増で、内訳として、保険者努力支援分、特別調整交付金分、県の特別交付金の2号繰入金分、特定健康審査等負担金分、それぞれの説明を受けました。また、一般会計繰入金は、前年度比0.4%減で、内容は、国保の安定運営を支援するための財政安定化分や、財政基盤の強化を図るための保険基盤安定分等です。

次に、歳出ですが、保険給付費は、県が示した療養諸費、高額医療費等を基に算出し計上、保健事業費については、第2期データヘルス計画の特定健康審査受診率目標60%に合わせた予算編成をしていると説明、令和5年度の特定健康審査等事業は、民間委託をやめ、町独自で専門職の人材を確保し、3回実施予定の集団健診は、夏に行う集団健診では、夜間健診の実施を検討し、うち1回は、持田地区高齢者福祉センターにおいて実施する予定、また、6年目となった広域化も分厚く配分された公費により、市町村財政の不確実性は相当程度取り除かれておりますが、高齢化や医療の高度化等における負担増は年々生じることが予想されると、最後に説明を受け、質疑に入り、委員から、昨年度の特定健診の受診率は、また、特定健診未受診者勧奨事業、生活習慣病重症化予防事業を委託から変えるということだが詳しくとの質疑に、令和3年度の受診率は40.2%、5年間民間委託をしていたが、委託で得たノウハウを生かし、今後は、町独自で会計年度任用職員の専門職を雇用し事業を行うとの答弁でした。

また、委員から、専門職を雇用することで受診率の目標達成はできるのかとの質疑には、健診において、夜間健診に加え、令和5年度からレディース健診を実施し、同日程での乳がん、子宮がん検診、集団健診の全日程での胃がん検診実施により多くの受診者が期待できる、また、個別勧奨にプラスして、個別訪問も行い、顔の見える関係を築き、受診率の向上を図るとのことでした。

以上、質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第21号については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてです。

予算総額は、前年度比5.1%の増、予算編成に必要な数値は、全て広域連合の指示どおりで、後期高齢者医療給付、保健事業については、前年度と大きく変わることはありません。

まず、歳入からです。保険料は、滞納繰越分も含め、前年度比9.2%増、一般会計繰入金は前年度比2.4%増で、それぞれの区分の説明を受けました。

また、受託事業収入は前年度比14.8%増ですが、後期高齢者健診に要する費用を広域連合が負担するものです。

次に歳出ですが、まず、後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合が示した保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金、療養給付費を負担金として納付するもの、保健事業費は、後期高齢者健診に要する経費ですが、令和5年度は、新たにレディース健

診日を設け、オプションによる乳がん、子宮がんの検診も受診できるようにし、全ての集団健診では胃がん検診もオプションで実施する予定との説明を受け、質疑に入り、委員から、健診事業収入が増えているが、保健事業費も広域連合が提示した額なのかとの質疑に、保健事業の実施額に基づいた額であり、ここ数年、後期高齢者の受診率が伸びている要因としては、特定健診の70代の方の受診率が高く、その方々が後期に移行した後も受診しているとの答弁でした。

以上、質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第22号については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてです。

予算総額は、前年度比2%減、要介護の判定のための審査会を高鍋町、新富町、木城町の3町合同で設置しているもので、例年100回程度開催し、3町で年平均1,400から1,500人程度、うち高鍋町は、年平均700から800人程度の審査を行っているとの説明、歳入は審査会運営に係る新富町、木城町からの負担金及び高鍋町負担分は繰入金、歳出は介護認定審査会委員の報酬や費用弁償、審査会で雇用しております会計年度任用職員1名の報酬等です。

質疑に入り、委員から、高鍋町の審査数は年々増加しているのかとの質疑に、本来であれば高齢者の増加に伴い増加すると思われるが、件数に関してはここ数年減少している、原因の1つとして、コロナ禍により同居できない場合など対象者となり得る高齢者と家族が接触する機会が減ったことで、変化などを気づく機会が減ったためではないかとの答弁でした。

以上、質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第23号については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号令和5年度高鍋町介護保険特別会計予算についてです。

予算総額は、前年度比1.4%増、予算の約97%を占める保険給付費、地域支援事業費、保健福祉事業費については、第8期介護保険事業計画に基づき編成しており、計画期間のサービス利用者数、利用料を推計し計上をしております。

まず、歳入からです。保険料は、前年度比2.6%増で、第1号被保険者の介護保険料については、基準額が年額6万2,000円となり、世帯の所得に応じて9段階に区分され、それぞれ基準額に0.3から1.7が乗じられ、付加され、基本的には年金からの天引きになりますが、転入者や年金が年額18万円未満の方については、納付書で納めていただくと説明、保険給付費、地域支援事業費の国庫負担金及び国庫補助金は、前年度比0.3%の増、県負担金及び県補助金は、前年度比1.4%の増、支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料を各健康保険で徴収されたものを支払基金で一括管理し、各自治体に一律交付されるものです。

また、繰入金は、介護給付費、地域支援事業費、低所得者に対する保険料軽減相当分等の一般会計繰入金、保険料の上昇を抑えるための基金繰入金です。

次に、歳出。保険給付費の主な事業は、デイサービスやホームヘルプなどの居宅サービス、特別養護老人ホームなどの施設サービス、グループホーム等の地域密着型サービス等。地域支援事業費は、介護予防、日常生活支援総合事業、地域包括支援センター運営等の包括的支援事業に関する経費、保健福祉事業費は、いきいき百歳体操教室や元気アップ教室等の一般介護予防事業に関する経費で、住宅改修、温泉無料保養券、おむつ支給等の介護予防事業の予算を計上しております。その他、基金積立金等は、前年同様の予算計上だと説明を受け、質疑に入り、委員から、地域包括支援センターの予算が増加しているが理由はとの質疑に、現在職員が24時間体制で対応しているが、時間外の対応分等の職員の人件費が増えているためとの答弁で、また、委員より相談件数はとの質疑には、後日資料の提出があり、令和3年度は116件、対応時間115時間、令和4年度は217件、対応時間239時間でした。

次に、委員から、令和5年度の先進地視察の内容の説明をとの質疑に、医療介護連携の先進地ということで、連携関係5町で協議し千葉県柏市に決まった、また、視察の成果をどう生かしていくのかとの質疑には、住宅医療介護連携の推進ということで、御自宅で最期を迎えたい、御自宅で、適切な医療、適切な介護を受けたいなど、本人の望むべき最期を迎えるために、関係機関との連携の重要性は高まっている、そのために、児湯医療・介護連携室事務局を都農町に設置し、行政と関係機関との協議を行っている、今回の視察で得たものが、今後につながるよう情報の共有を図りたいとのことでした。

以上、質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第24号については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてです。

まず、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計は、一ツ瀬川土地改良区事業で導入された畑地かんがい用水を他の農業にも雑用用水として使用することを目的に、1市3町、西都市、新富町、木城町と、平成21年度から事業を開始しており、平成25年度からは、地区外送水についても新たに使用料の徴収を開始し、現在に至っていると説明。

歳入は、雑用水使用料、基金繰入金等、歳出の主なものは、会計年度任用職員報酬、一ツ瀬川土地改良施設の使用料、一ツ瀬土地改良区への負担金等で、令和5年度は新たに公用車と管理用パソコンの購入を予定しているとの説明を受け、質疑に入り、委員からメーター修繕の予算計上があるが、メーターが故障する理由はとの質疑に、河川水なのでメーター内部の羽根車に異物が挟まり、動かなくなることが原因であるとの答弁でした。

以上、質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第25号については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてです。

まず、歳出からです。毎年度、審査委員会の運営及び固定資産税関係の判例に関する研

修を受講しておりますが、令和5年度はこの研修がオンライン形式で開催されるため、研修事項に伴う旅費等の予算が減となっております。その他、固定資産評価審査委員報酬、負担金返還金、一般会計繰入金、歳入として、高鍋町以外からの構成市町村からの負担金などの説明を受け、質疑に入り、委員からオンライン形式の研修は、どのような形で受講するのかとの質疑に、西都、都農、川南町の3名の審査員が高鍋町役場に来庁して受講するとの答弁でした。

以上、質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第26号については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号令和5年度高鍋町水道事業会計予算についてです。

まず、総則第2条、令和5年度の予定給水戸数、年間配水量、1日の平均配水量及び建設改良費、3条、今年度に発生することが予想される全ての収支である収益的収入及び支出、第4条、建設的改良事業に係る予算である資本的収入及び支出の説明を受け、資本的収入に対して補填、不足する額については、当年度分、損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填するとのことでした。

次に、令和5年度の予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表などの説明があり、収入として水道料金収入のほか、給水工事検査手数料等の手数料、給水の新規加入に伴う給水負担金、高鍋町水道事業の給水区画内の消化栓の維持管理費など、支出では原水及び浄水費として、水をつくる費用や施設の維持管理費用、人件費や事務費、配水及び給水費として、配水施設や量水器等の維持管理に関する費用、総係費として経理事務や検針料金の調定等の費用、建設改良費、工事請負費として、令和5年度の施工位置の説明を受け、質疑に入り、委員から給水収益が減額となった理由はとの質疑に、令和5年度の予算は、令和4年度の実績を基に予測して計上しているが、大口契約の経済活動が回復していないことや、個人で使われている給水量も低下しているとの答弁。

また、収益が減ったら、どこかで補填することも考えなければならないが、その1つに人件費や人員ということもあるのではないかと質疑には、人員の体制に関しては、今の状況がぎりぎり削るところはないので、計画の見直しなどを行い、修繕費の支出を抑えていきたいとのことでした。

次に、委員から原水及び浄水費が増加しているがとの質疑に、近年のエネルギーや資材の高騰に伴い、動力費、薬品費とも増加しているが、薬品使用に関しては、価格の高騰もあるが、老瀬浄水場の水質の悪化もあり、使用が増えているとの答弁でした。

以上、質疑は終了し、討論を求めたところ、賛成討論があり、議案第27号については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号令和5年度高鍋町下水道事業会計予算についてです。

令和5年4月1日から、本下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行することになりましたが、企業会計への移行方法につきましては、水道事業のように、地方公営企業法の規定の全部を適用する全部適用ではなく、財務規定等のみを適用

する一部適用としております。したがって、本予算は、移行初年度の予算ということになります。

まず、水道事業会計と同様、総則2条、3条、4条などの説明があり、収入として一般会計からの繰入金、長期前受金戻し入れなど、支出として浄化センター運転管理事業委託、汚泥処理、汚泥運搬委託、使用料徴収事務委託等の詳細説明があり、処理場建設改良費、工事請負費は、新年度浄化センターにおいて、汚水処理施設のOD槽曝気装置の減速機を取り替える工事を行う予定で、処理場全体で4台ありますが、費用が高額なので、年1台、4年をかけて交換していく計画とのことでした。

その他、建設改良債償還金などの説明を受け、質疑に入り、委員から固定資産評価の積算根拠はとの質疑に、令和6年度から工事をした分で、それ以降に建てられた建物、これまで敷設した下水管などが対象で、減価償却をした残りの金額が固定資産として表示しており、資産の算定はコンサルに委託して計算しているとの答弁でした。

以上、質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第28号については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案の報告を終わります。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

.....

午後1時35分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑につきましては、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第15号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第15号高鍋町国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第21号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

基金を積立でしっかりと国保税が急激に上がらないようにしていることは大切なことです。高鍋では、健康寿命ということでいろんな取組がなされております。健康寿命をするためには、私からの提案をさせていただきたいと思います。腸内細菌をしっかりと検査する仕組みを取っていただきたいと思います。

今朝のNHKでの放送で、健康だと言われる人の腸内細菌は、バランスよく食べる。特に食物繊維をしっかりと取りながら腸内細菌のバランスを促すことだそうです。特に、脳の活性化にとってはフィーカリバクテリウム属という、脳にとっていい細菌なのだそうですが、食物繊維にあるそうです。白い御飯でなくて、玄米とか麦などに多く含まれている食物繊維のようです。腸内を健康にすることで健康寿命をとということであれば、一番よいのではないかと思います。

腸内細菌を特定健診で調べ、不足するであろう栄養や食生活を改善することでいいということであれば、健康寿命をとということになるのではないのでしょうか。大腸がん検診と併せて腸内細菌を調べてもらい、管理栄養士などと簡単に取れる食生活にしていけば健康寿命は図れるのではないかと考えております。ぜひお願いして賛成の討論としたいと思います。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第21号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第21号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第22号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第23号令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和5年度高鍋町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第24号令和5年度高鍋町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第25号令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第26号令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和5年度高鍋町水道事業会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第27号令和5年度高鍋町水道事業会計予算について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

この案件については、水道管の布設、その大きな問題が生じているところもあるようですが、年度計画をしっかりと立てながら住民に安全で安心、安価な水を供給されていることは、これは評価されると思います。まして老瀬の浄水場については、もう古くて伏流水を使っているために、どうしても濁りが出てくることは避けられない状況かと思います。

しかし、それを改善すべくいろんな形できちんと対応されていることに私は評価をしたいと思います。これからも住民の皆さんに安全で安心できる水、そして安価である水を私たちは町民に与えていただきたい、そう願って賛成の討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第27号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第27号令和5年度高鍋町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和5年度高鍋町下水道事業会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第28号令和5年度高鍋町下水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21. 議案第29号

○議長（永友 良和） 日程第21、議案第29号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第29号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億6,462万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、柿原政一郎氏のご令孫、川上典子様から図書館のために役立ててほしいと1,000万円の御寄附を頂きましたので、来年度の図書館改修に充てるため、また高鍋駅の改修に役立ててほしいと匿名で50万円の御寄附を頂きましたので、来年度以降の駅舎改修に充てるため、それぞれ基金に積み立てるものでございます。

併せまして5月に始まります新型コロナウイルスワクチンの令和5年春開始接種を円滑

に行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第29号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）について、詳細説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。予算書は8、9ページでございます。

総務寄附金は、高鍋駅の改修に役立てていただきたいということで、匿名で御寄附を頂いたものでございます。

教育寄附金は、川上典子様から図書館のために役立てていただきたいということで御寄附を頂いたものでございます。

続きまして歳出、予算書は10、11ページでございます。

頂きましたいずれの寄附金につきましても、今年度は全額基金に積み立てるものでございます。図書館では、昨年度の大規模改修により使わなくなりました機械室等を、来年度多目的室及び学習室に改修することといたしておりますので、頂きました教育寄附金をその費用に充てることといたしております。

また、高鍋駅の改修は、令和6年度に駅舎の改修が行われる予定でございますので、頂きましたその寄附金をその費用に充てることといたしております。

次に、債務負担行為補正、予算書は4ページでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター等業務委託でございますが、65歳以上の方等を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種を5月から実施できるように、接種券付き予診票の印刷等の委託業務の準備をするために、債務負担行為を追加するものでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。債務負担行為補正についてお伺いしたいと思います。

先ほど財政経営課長のほうから説明がありましたけれども、「コールセンター等」と書いてありますが、この業務委託の内容そのものが、コールセンターではなく事務管理に関するものじゃないかなというふうに思ったんですが、コールセンターにどれぐらい委託をするのかということは分かりますか。

それと同時に、私は以前から申し上げているように、コールセンターには私、委託しなくてもいいんじゃないかという思いがあるんですけども、国はコールセンターの委託費しか認めていないのかどうか、そこを確認させていただきたいと思います。

そうしなければ、役場でいろんな事務をしていただいている、そして新型コロナワクチン接種については、本当に職員が頑張っていて会計年度任用職員も含めて、全ての職員が関わっている状況がありますけれども、それに、この債務負担行為ではなく、そう

いったために充てる費用は何とかならないのかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。債務負担行為に関する御質疑でしたが、まず、今回の債務負担につきましては3月9日に国が方針を示しまして、春開始の接種の実施の準備を早急に行う必要が出てまいりました。

今回のまずスケジュールにつきましては、現在のところ本町は4月下旬に予約を開始、5月中旬の接種開始を予定しております。そのために4月下旬のその予約の開始までに皆様に接種券をお届けする必要があると、そのために今回の業務をスムーズに進めるための債務負担の設定でございます。

また、コールセンター等についての委託料の御質疑ですけれども、今回、委託料は接種券の発送にかかります接種券、封筒、同封物の印刷及びその封入まで及びコールセンターの運営に関する費用となります。

コールセンターはワクチン接種を電話にて受け付けるほか、問合せ等の対応にも応じております。町は、あらかじめ対象者へ意向の調査を行いまして、その事前にまた割り振りなどを行う予定ですけれども、それであってもやはりコールセンター御利用の方は当然いらっしゃると思います。

スムーズな予約、受付等を実施するためにも必要な体制を、これによって整えたいと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第29号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

日程第22．議案第30号

○議長（永友 良和） 日程第22、議案第30号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第

1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(黒木 敏之君) 町長。議案第30号令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,675万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ107億2,175万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチンの5月接種開始に向け早急に準備を行う必要があることから、システム改修や接種券付き予診票の印刷、発送など、必要となる費用を計上するものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(永友 良和) 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長(飯干 雄司君) 財政経営課長。議案第30号令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)について、詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチンの令和5年春開始接種を5月に始めることといたしましたので、そのために必要となる経費を計上するものでございます。

それでは、補正の内容の主なものについて歳出から御説明申し上げます。

予算書8、9ページから10、11ページでございます。

会計年度任用職員につきましては、看護師1名、一般事務補助1名、計2名の雇用を計画しており、そのための報酬、職員手当等、旅費を計上しております。

需用費につきましては、医療廃棄物用ペールなどの消耗品、ワクチン配送等に係る燃料費などがございます。

役務費につきましては、接種券付き予診票などの郵送料、ワクチン保管用ディープフリーザーの保守点検手数料などがございます。

委託料につきましては、健康管理システム改修、ワクチン接種委託、コールセンター等の業務を委託するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。予算書は6、7ページでございます。

ワクチン接種につきまして、歳入は全て国庫支出金でございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長(永友 良和) 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番(中村 末子君) 今回も前回まで同様な方式でやっていくのかどうか、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

○議長(永友 良和) 健康保険課長。

○健康保険課長(山下 美穂君) 健康保険課長。おおむねその方向でやっていきたいと現在予定はしております。

○議長(永友 良和) 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 一番聞いた理由は、職員手当等の時間外勤務手当というのが、これぐらいしか計上されていないということがちょっと心配になっている部分があるんですが。この金額で大丈夫かなということがまず一つなんですよね。会計年度任用職員の分はもう理解できますので、職員手当等の時間外勤務手当については、もうこれで大丈夫のかなということを確認させていただきたいと思います。

それから、今度まで、この接種会場をつくってこういった新型コロナのワクチン接種をされるのかどうか、その後がどうなるかというのがすごく不安じゃないかなと皆さん思っ
てらっしゃると思うんですね。だからこれをもって国が終了するというのであれば、5月
から5類になるということなんですけど、今度は医療機関でワクチン接種をしていく可
能性があるのかどうかということも確認されているのかどうか、ちょっとお伺いさせてい
だきたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。まず、時間外手当についての御質疑です
けれども、予算書の9ページ、一番下から2番目、委託料の中に新型コロナウイルスワク
チン接種会場運営と委託という委託費を今回計上させていただいております。

こちらが秋接種の実施に伴いまして、たかしんホールでの集団接種をやはり予定はして
おります。ただし、感染症数の減少に伴いましてこれまで中止、規模縮小となっております
す町内での各種の行事、これらの再開が想定をされております。

そのため、これまでと同様の職員配置がなかなか困難になるのではということで、外部
への集団接種会場の委託も現在考えておりまして、そのための予算を計上させていただ
いております。

また、もう一点、今後のワクチン接種体制についての御質疑でございますけれども、議
員おっしゃるとおり国のほうがなるだけ個別接種に移行をという形で方針を出してきて
おります。

現状、これまで集団接種を行っておりますので、その接種会場を御利用いただいた方々、
その方々が個別に接種をされるというふうになってきますと、受皿としての各医療機関様
の御協力も当然必要となつてまいります。

今後、そちらの検討も含め協議を進めてまいります。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。今答弁があつてちょっと気になったので、外部委託をする
ということをちょっと答弁されたと思うんですね。だから外部委託を視野に入れていると
いうことであれば、それは医師会と協議をして進めていくのか、それとも個別で病院と当
たっていくのか、それともほかの業者全然違う業者に委託したいと考えているのか、そ
こだけちょっとはっきりと確認をさせてください。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。先ほど申しました外部委託の部分につき

ましては、集団接種を行う際に、これまで職員が行ってやりました接種にお見えになった方への御案内等々、会場での対応の部分になります。

接種自体に関してはこれまでと形態的には変わらないと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番、緒方。すみません、1点だけです。予防接種健康被害調査委員会委員というのは具体的にどのような調査を行うのか。また、そういった報告等はどのように上げてくるのかというのを教えていただけますでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。予防接種健康被害等調査委員会というものを庁内の方で設置をしております。構成委員としましては、医療従事関係の方が2名と保健所から1名、あと事務局として健康保健課の職員が入っております。

予防接種を起因としたものと思われる症状等が出た場合に、そのような申請が上がった場合に町として決定をするわけではございません。こちらを県のほうに上げまして、そこから厚生労働省のほうに提出するという形で書類を受け取りまして、その内容等を精査をさせていただき委員会としております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第30号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

先ほど質疑を行いました。その中で明らかになったのは職員に頼るばかりではなく外部委託も考えているということでございました。しかし、そのことから考えたときに、やはり今まで何回となく集団接種をしている職員からすると本当に手馴れている状況もあるのかなと思います。これが外部に人を雇うということになれば、またその人を一からきちんとした対応の仕方を頼まないといけないということもあると思います。できればそこは慎重に配慮をしていただいて、できるだけ職員間とお話し合いをしていただいて、今までやはり職員がやっていたことをスムーズに町民の新型コロナワクチン接種のための状況を作っていたらと思います。ぜひお願いをして、賛成の討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第30号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定するこ

とに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第30号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 日程第23、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第24. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 日程第24、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第25. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 日程第25、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和5年第1回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員